

令和7年度少年野球大会実施要項で定める参加資格について

(中央区スポーツ協会、少年野球連盟確認事項)

【実施要項で定める参加資格】

原則として、区内在住・在学者で、次の学年に該当する者で編成した9名以上20名以内の連盟の規定・規約に準ずるチーム。(令和5年度以前の大会までに参加しているチームはこの限りではない。)

- (a) 小学生低学年の部 小学1年～4年生
- (b) 小学生高学年の部 小学5年・6年生
- (c) 中学生の部 中学1年～3年生

- ※ 各チームとも必ず20歳以上の責任者をつけること。
- ※ 登録選手はスポーツ安全保険に加入していなければならない。

なお、大会期間中の追加登録は開会式までとする。但し、スポーツ安全保険加入用紙を大会本部へ提出すること。

- ※ 小・中学生とも他区のチームや硬式野球チームに所属している選手はいかなる場合も登録・出場はできない。

上記の内容に加え以下の要件を設け実施する。

以下の要件すべてを満たす場合については、中央区スポーツ協会主催の少年野球大会への参加を認めることとする。

1－(1) 参加申込み(選手登録)時点で、硬式・軟式野球を問わず他の団体、チームに属していないこと。

この参加資格に関しては、以下の条件を付すものとする。

2－(1) 各クラス、1チームにつき区外に在住している選手登録者は3名以内とする。

(2) 上記1－(1) 2－(1)の全ての要件に該当しないことが判明した場合、

その時点でチームは参加資格を失い大会途中であっても、その大会において以後の試合の出場を認めない。

また、3位以内に入賞していた場合は、入賞を取り消すこととする。

※大会中の追加登録を行う場合も同様とする。

但し、中央区少年野球連盟所属および、中央区内の中学校所属チームはこの限りでは無い。

◎令和5年度(2023年度)より告知をしていました公認コーチ資格の保有の義務を、令和6年度より付します。(学童のみ。中学生の部は除く。)

各チーム1名以上の公認コーチ資格保有者を登録書に記載をして申し込みください。